

高取町建設資材支給事業施行要綱

(目的)

第1条 本事業は、地域住民の生活環境を整備し、より住みよいまちづくりを推進するため、地域住民が自ら施工する工事に関し、町がその資材を支給し、住環境整備ならびに地域住民の連帯を図り、もって、よりよいまちづくりを進めることを目的とする。

(該当工事)

第2条 建設資材を支給する工事は次のとおりとする。

- (1) 町道整備（受益者3名以上の舗装、敷き砂利、側溝布設、横断溝、水路蓋など）
- (2) 農道整備（受益者3名以上の同上事業内容）
- (3) 水路整備（受益者3名以上の土堤側溝の整備、漏水箇所の修復及び簡易な取水施設の整備他）

(申請者)

第3条 申請者は、区長又は水利組合長とし、事業の必要性を確認し建設資材支給申請書（様式-1）により手続きを行う。

(施工承認及び支給)

第4条 町長は、予算の範囲内であり、かつ申請内容が適切であると認めた場合、その旨を申請者へ通知するとともに申請資材を遅滞なく支給する。

(完了報告)

第5条 申請者は、工事の完了後速やかに所定の報告書（様式-2）により関係書類を添えて、町長に工事完了報告を行うものとする。

(重機使用)

第6条 工事に際し、重機の使用が必要な場合は、申請時にその旨を伝え、承認を得て重機の借上げを行うものとする。

なお、重機の借上料金については、町の規定する額による。

(完了検査)

第7条 町長は、工事完了報告を受理した後、速やかに完了検査を行うこととする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、町長が認めるときは、本事業を実施できるものとする。